

「監査法人の組織的な運営に関する原則」に対する

(平成 29 年 3 月 31 日金融庁発表)

『Moore 至誠監査法人における取組』

Moore 至誠監査法人

2020 年 8 月 28 日

目 次

1. 当監査法人の「監査法人のガバナンスコード」に対する取組の基本方針	1
2. 当監査法人の特性	1
(1) 海外監査法人と提携	1
(2) 地方事務所、支部等を有さず、単一の事務所での業務の実施	1
(3) 国際的な監査基準、監査手続の採用	2
(4) 高い理念の保持	2
(5) 非監査業務に対する対応	2
(6) 小括	2
3. 当監査法人の監査法人のガバナンスコードへの対応状況	3
(1) 組織的運営体制の確保	3
(2) 監査の品質管理体制の確保	5
(3) 監査品質を重視した監査チームの編成	5
(4) 監査の品質を確保する審査体制の実現	6
(5) 被監査会社とのコミュニケーション等の実施	7
(6) 構成員の適正な評価の確保	7
(7) 職員教育の促進	8

1. 当監査法人の「監査法人のガバナンスコード」に対する取組の基本方針

Moore 至誠監査法人（以下「当監査法人」という）は中小規模監査法人（公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という）「監査事務所検査結果事例集」の分類による）に分類される監査法人である。

この規模の監査法人にみられる審査会の最新の「監査事務所検査結果事例集」（最新の事例集は令和元年7月発行）による指摘事項に留意すると同時に、当監査法人の特性を踏まえて「監査法人の組織的な運営に関する原則」（平成29年3月31日金融庁発表。以下「監査法人のガバナンスコード」という）に対する「Moore 至誠監査法人における取組」を作成したので公表する。

2. 当監査法人の特性

(1) 海外監査法人と提携

当監査法人は企業の国際化および国際的監査水準に対応するため、Moore Global Network（以下 Moore という）と提携している。

提携先の Moore は世界 100 ケ国の 260 以上の会計事務所（当監査法人を含む）から構成されるネットワークを形成している。Moore は Moore が規定する品質管理、職業倫理等の会計専門家としての基準を満たすことをネットワーク構成会計事務所に求め、定期的に品質管理レビューを実施し、またネットワーク構成会計事務所に所属する者に対し研修等を提供し、その能力アップを図っている。当監査法人は Moore から定期的に品質管理レビューを受けると同時に、また開催する種々の研修等に当監査法人の社員及び職員（以下「構成員」という）を参加させることにより、さらに IFRS に関する情報を入手し国際的基準での監査品質の提供を可能としている。

(2) 地方事務所、支部等を有さず、単一の事務所での業務の実施

当監査法人には審査会が指摘するような地方事務所や支部と本部事務所との関係から生じる管理運営上、また監査品質上の諸問題は存在しない。む

しろ単一事務所であるため社員の総意に基づいた最高経営責任者(当監査法人においては理事長)の意向が直接かつ迅速に形成されて構成員全員に伝達され、また監査現場の意向が監査現場を統括する監査担当責任者(以下「業務執行社員」という)を通じてトップに伝えられ風通しの良い組織となっており、「構成員が、会計監査を巡る知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成する組織」となっている。

(3) 国際的な監査基準、監査手続の採用

当監査法人は海外のネットワークとの連携により、Moore から研修プログラムの提供、監査の品質管理についてのモニタリングレビュー等を受けるなど国際的に通用する厳格な監査基準及び監査手続の採用の実現を可能としている。

(4) 高い理念の保持

当監査法人は、企業が投資市場に発信する財務諸表の信頼性を担保し、投資市場の公正性、透明性を確保することを使命とすると同時に構成員の継続的自己研鑽、独立性・高い倫理観の保持、法令遵守の徹底を理念とし、これを構成員全員が共有している。

(5) 非監査業務に対する対応

当監査法人では、非監査業務(財務デューデリジェンス、株式価格算定、内部統制組織確立支援等)の提供は顧客のニーズに応えるとともに、当監査法人の構成員の能力向上、経験の蓄積等に資するとの観点から行っており、業務内容の確認、監査との同時提供のないことの確認、また独立性の確認を行うなどして慎重に受嘱している。

(6) 小括

上述のように、当監査法人は「法人の構成員による自由闊達な議論と相互

啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させ」、「会計監査を通じて企業の財務諸表の信頼性を確保し、資本市場の参加者の保護を図る」特質を有している。

3. 当監査法人の監査法人のガバナンスコードへの対応状況

以下、具体的に当監査法人の監査法人のガバナンスコードへの対応状況を述べる。

(1) 組織的運営体制の確保

①運営組織の設置と役割の明確化

当監査法人は組織的運営を実現するため、すべての社員により構成される最高意思決定機関であり経営の基本的方針（定款変更、社員の選解任、代表社員の選任、理事長の選解任、品質管理担当責任者の選解任、社員会規程の改廃、理事会の設置・廃止、理事会規程の改廃、理事会構成員の選解任、監査品質管理規程等の重要な規程の改廃、決算の承認、その他当監査法人の経営に関する重要な事項等）を決定する社員会と、これに従い日常の具体的な経営の意思決定を行う理事会（理事長、品質管理担当責任者、社員会で選任された社員で構成され原則毎月1回開催）を設置している。

なお、当監査法人の理事長は社員会及び理事会の意思決定に従い、業務の執行にあたる。理事長は機会あるごとに当監査法人の構成員にトップとしての方針を示し、構成員が共通に保持すべき価値観（職業倫理の遵守と独立性の保持）を示し、業務執行を統括して組織的運営にあたっている。

②組織内部における意思疎通の促進

すでに述べたように当監査法人では、組織内の円滑な意思疎通と理事長による監査品質維持向上に向けた方針を随時構成員全員に伝達しているが、さらに以下のような会議体等を設け、意思疎通の促進を図って

いる。

i 大会社等担当者会議

大会社等の業務執行社員による会議で、担当する被監査会社の監査実施状況、監査上の重要事項等を報告し、議論する会議である。業務執行社員相互の意見交換、情報交換を行い、監査の品質向上を図っている。

ii 社員職員意見交換会

監査は監査チーム単位で行動することが多く、チームに所属する職員は当監査法人の全体の動きや指針等に疎くなる恐れがある。こうした事態を避けるため、常時情報を発信し、かつ、社員と職員との意見交換会を開催し、当監査法人の現状や方向性等を周知し構成員全員で共有することとしている。なお職員との意見交換会は職員の能力・技術の発見の場ともなり、監査資源の発掘にも役立っている。

iii 各種委員会の設置

監査法人の運営に必要と考える事項を適宜協議し、結論を得て、それを遂行していくために各種委員会を設置している。主要な委員会として、①新設改訂される様々な法令等に適時網羅的に対応するための委員会、②より効率的な監査を実施するための監査ツールを開発する委員会、③必要な教育プログラムを企画運営するための委員会等がある。それぞれの委員会で協議された内容は理事会に報告され、法人運営方針の策定に生かされている。

③組織運営の透明性確保

当監査法人は運営の透明性を確保するため、第三者によるチェック機関を設けている。当監査法人の規模を考え、人員は1名とし、会計監査、法律事項、資本市場に関する知見のある当監査法人と特別な利害関係のない独立した人物を選任している。

④法令遵守の確保

当監査法人の業務に関連する法令等の違法行為または違反する恐れのある行為に関する内外からの情報提供を受け付ける「通報窓口」として「監査ホットライン」を設置し、法令遵守（コンプライアンス）の確保に努めている。

(2) 監査の品質管理体制の確保

①責任の所在の明確化及び責任の履行確保

当監査法人は「品質管理規程」を策定し、理事長が監査品質管理体制に関する最終責任を負うこととしている。品質管理体制の整備及び運用は社員より選出される品質管理担当責任者が責任を負うこととなっている。理事長は品質管理担当責任者から随時報告を受け、必要な場合には指示をし、監査品質体制の維持確保に当たっている。

②品質管理監視体制の整備

当監査法人は、日本公認会計士協会の実施するレビュー、審査会の実施する検査、Moore のモニタリングレビューに積極的に協力すると同時に、自主的に監査品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに有効に運用されていることを確保するために、当該システムの「日常的監視」と監査業務の「定期的な検証」を実施している。これらは理事会で任命された社員が実施しており、その結果は品質管理担当責任者に報告され、改善の必要があれば指示がなされるとともに、社員会でそれらの結果が報告されている。

(3) 監査品質を重視した監査チームの編成

①適切な業務執行社員の選任と十分な監査時間の付与

当監査法人では、業務執行社員は理事会において、当該監査に対する適正及び能力に基づき選任され、業務執行社員がその職責を果たすこと

ができるよう十分な権限と時間を付与している。また、大会社等についてはローテーション制度を導入し、被監査会社との馴れ合いや癒着の防止を図っている。

②監査チームのメンバーの適正な選定・配置

監査チームのメンバーの選任は配員の方針を策定する委員会で枠組みが示され、最終的に業務執行社員により行われるが、監査対象業務への理解の程度、過去の実務経験、職業的専門家としての判断能力等を考慮して配置している。業務執行社員は、監査チームのメンバーが、各監査局面において被監査会社の担当者と十分なコミュニケーションをとりながら監査を実施するよう指導している。

③外部協力者への監査委嘱の適切性の確保

当監査法人は、外部の公認会計士（外部協力者）へ監査業務の一部を委嘱するに当たっては、過去の監査実績、能力、技量、人柄等を勘案し、かつ、当監査法人の独立性基準及びCPEの履修要件を満たしていることを確認し、当監査法人の品質管理の方針を説明すると同時に成果物の受領に際しては、業務執行社員の厳格な査閲を実施している。

(4) 監査の品質を確保する審査体制の実現

①審査対象

当監査法人は、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告書の利用者が限定されている監査業務で品質管理規程の取扱細則において審査を要しないと定めている監査業務以外はすべて審査対象としている。なお審査対象外であっても、当監査法人の所定の様式に従って監査業務の自己点検を実施している。

②審査担当者

当監査法人は、審査担当者として必要な知識、経験、能力、職位等を有し、また、専門的な見解の問い合わせの助言を行うことができ、当監査法人の社員であり、かつ公認会計士の資格取得後、5年以上の監査実務経験を有する者を理事会において選任している。

③審査方法

審査担当者は、通常、重要な事項についての業務執行社員との討論、財務諸表や内部統制報告書と監査報告書案の検討及び監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書を検討する。業務執行社員と審査担当者との間で監査上の判断の相違が生じた場合には、速やかに品質管理担当責任者に報告し、報告された内容は品質管理担当責任者により検討され、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置がとられる。

(5) 被監査会社とのコミュニケーション等の実施

被監査会社との相互理解を深め監査上のリスクを軽減すると同時に円滑な監査を実施するため、被監査会社の経営者等及び監査役等との間でディスカッションやコミュニケーションを実施している。監査上の重要な事項について協議を行い、また、監査実施中に発見した重要事項について報告し、それらの監査上の取り扱いを説明し理解を得るよう努めている。

なおこれらの内容及び実施状況は「大会社等担当者会議」において定期的に報告され、監査法人内において情報共有され、かつ他の監査チームとの意見交換を通じて監査体制の強化と監査品質の向上に活かされている。

(6) 構成員の適正な評価の確保

構成員の能力を維持し高め、また職業倫理の遵守を適正に評価し、業務に対する高い動機付けを促進するため以下を実施している。

- ①監査業務の実施及び職業倫理（独立性を含む）に関する当監査法人の定める方針及び手続を理解させることの促進
- ②監査業務の実施、能力の向上及び実務経験を通じた能力開発に関して評価、助言及び相談の実施
- ③昇進に際し、実施した監査業務の品質や職業倫理（独立性を含む）の遵守状況の重視

(7) 職員教育の促進

職員の職業的専門家としての能力を維持・発展させるため、職員教育制度を採用している。また職員個々人の業務履歴を作成し、現場実務を偏ることなく経験させ、監査能力の向上と将来を見据えた人材開発制度を目指している。

以 上

制定日：2018 年 1 月 1 日

改定日：2020 年 1 月 1 日

最終改訂：2020 年 8 月 28 日